

岩手県告示第448号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所、薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

令和4年7月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
菅野内科医院	奥州市水沢袋町3番34号	平成29年9月25日
藤井デンタルクリニック	釜石市只越町三丁目5番15号	令和3年12月31日
かつし歯科医院	釜石市甲子町第10地割1番地10	〃
きたかみ中央薬局	北上市さくら通り二丁目2番28号	令和4年3月31日
まちぶん調剤薬局	北上市柳原町四丁目15番8号	〃
南耳鼻咽喉科クリニック	紫波郡矢巾町大字南矢幅第7地割455番地	〃
プラス薬局	滝沢市穴口183番地1 アリゼS	〃
西島医院	岩手郡葛巻町葛巻第13地割45番地3	令和4年4月1日
有限会社葛巻中央薬局	岩手郡葛巻町葛巻第13地割45番地5	令和4年4月5日
調剤薬局ツルハドラッグ江刺店	奥州市江刺西大通り8番10号	令和4年4月16日